

## 浜松市立河輪小学校 P T A 個人情報保護規定

### 第1条 目的

この規定は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という）の規定に基づき、浜松市立河輪小学校 P T A（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、本会事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、本会会員の個人の権利利益を保護することを目的とする。

### 第2条 責務

本会は、個人情報の重要性を認識し、法および法規約に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。

### 第3条 定義

この規定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (3) 役員：本会の本部役員、顧問、監査を構成するものをいう。
- (4) 従業者：本会の指揮命令を受けて本会の業務に従事するものをいう。

### 第4条 管理者

本会において保有する個人情報の管理者は、会長とする。

### 第5条 取り扱い者

管理者および従業者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第6条 取得の方法

管理者は個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑な P T A 活動を行うために以下の情報について、必要に応じて取得する。

- (1) 会員の氏名、連絡先（住所・電話番号・メールアドレスなど）
- (2) 会員の子供の氏名・クラス
- (3) 必要に応じ、会員や会員の子供の写真（掲載不可者については対応する）

## 第7条 利用目的

取得した個人情報、次あげる目的のため、これを利用することができる。

- (1) 会員名簿、委員会名簿その他の本会の運営に必要な名簿の作成
- (2) 総会、役員会その他の会議において使用する資料の作成
- (3) 文書の送付
- (4) 会費の徴収事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、役員会で必要と認めるもの（子供会等）

## 第8条 個人情報の管理

管理者は、保有する個人情報の漏洩、滅失または棄損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じ、当該個人情報を適正に保管しなければならない。

- 1 管理者は、保有する個人情報を利用する必要がなくなった時は、当該個人情報を遅滞なく消去、または廃棄しなければならない。
- 2 本会は、個人情報の取り扱いの全部または一部を本会以外のものに委託するときは、原則として委託契約において、個人データの管理について委託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する適切な監督を行うものとする。

## 第9条 第三者への提供の制限等

管理者は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、保有する個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。

## 第10条 記録

- 1 管理者は、保有する個人情報を第三者（第9条第1項（1）から（4）および、県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

2 管理者は、第三者（第9条第1項（1）から（4）および、県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- （1）第三者の氏名
- （2）提供する対象者の氏名
- （3）提供する情報の項目
- （4）対象者の同意を得ている旨

#### 第11条 共同利用

本会は、河輪小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

- （1）利用する目的：第6条に定める通り
- （2）利用するものの範囲：河輪小学校と本会
- （3）利用目的：第7条で定める通り
- （4）責任者：第4条で定める通り

#### 第12条 開示請求、訂正、利用停止等

本会は、本人または個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令507号）第11条に規定する代理人（以下「代理人」という。）から個人情報の開示、訂正、利用停止、追加、削除を求められたときには、法に沿ってこれに応じる。

#### 第13条 漏洩時などの対応

本規定に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

1 個人情報保護管理者は、個人情報保護代理管理者に前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく報告するとともに適切な措置をとるように指示するものとする。

#### 第14条 研修

本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

#### 第15条 委任

本規定の施行に関し必要な事項は、役員会の承認を得て、管理者が別に定める。

#### 附則

この規定は、令和8年4月1日から施行する。